

(1) 原子力機構における過給機を有する非常用 D/G の点検計画表

- 点検項目:① 取り外し・再取付けしたタービンプレードの交換
 ② タービンプレードレーシングワイヤ孔の位置測定
 ③ ①及び②の交換に伴い、取り外すタービンプレード及びそのタービンロータの検査を行い、今後の保守管理に役立てる。 ※3

拠点名	許可区分	施設名	非常 用 D/G の設 置数	過給 機の 設置 数	設置 年	号機		実施時期(予定)			
								2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
高速増殖原型炉 もんじゅ	研究開発段階炉 (廃止措置施設)	高速増殖原 型炉もんじ ゅ	2基※1 (A, B 号 機)	4基※2	1990	A	1	◎(10月～12 月) 点検項目①②			
							2				
						B	1	◎(8月～10月) 点検項目①②			
							2				
核燃料サイクル 工学研究所	再処理施設 (廃止措置施設)	中間開閉所	2基	2基※2	1978	1			○(10月) 点検項目②		
						2			○(11月) 点検項目②		
		第二中間開 閉所	2基	2基※2	1984	1			○(8月) 点検項目②		
						2			○(9月) 点検項目②		
		ガラス固化 技術開発施 設管理棟	1基	1基※2	1990	1			○(2月) 点検項目②		
		ユーティリ ティ施設	2基	4基※2	2001	1	1			○(1月) 点検項目②	
2								○(12月) 点検項目②			
大洗研究所	試験研究炉	高速実験炉 「常陽」	2基	4基※2	1974	1	A	◎(6月) 点検項目②			
							B				
							2	A		◎(6月) 点検項目②	
								B			
試験研究炉 (廃止措置中) ※4	材料試験炉 (JMTR)	2基	2基※2	1993	1						
					2						

※1 もんじゅ非常用 D/G (C 号機) は、廃止措置のため対象外。 【凡例：○：現地点検 ◎：工場点検】

※2 運転上の制限を考慮して動作可能であることが求められる非常用 D/G の過給機

※3 ③の課題として、検査内容及び他事業者を含めたスケジュール調整が必要

※4 JMTR 非常用 D/G (1, 2 号機) は、廃止措置のため対象外。(廃止措置計画の認可(R3. 3. 17)、核燃料物質使用変更の許可(R3. 5. 26))

(1) 原子力機構における過給機を有する非常用 D/G の点検計画表

- 点検項目:① 取り外し・再取り付けしたタービンプレードの交換
 ② タービンプレードレーシングワイヤ孔の位置測定
 ③ ①及び②の交換に伴い、取り外すタービンプレード及びそのタービンロータの検査を行い、今後の保守管理に役立てる。※3

拠点名	許可区分	施設名	非常 用 D/G の設 置数	過給 機の 設置 数	設置 年	号機		実施時期(予定)			
								2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
高速増殖原型炉 もんじゅ	研究開発段階炉 (廃止措置施設)	高速増殖原 型炉もんじ ゅ	2基※1 (A,B 号 機)	4基※2	1990	A	1	◎(10月~12 月) 点検項目①②			
							2				
						B	1	◎(8月~10月) 点検項目①②			
							2				
核燃料サイクル 工学研究所	再処理施設 (廃止措置施設)	中間開閉所	2基	2基※2	1978	1			○(10月) 点検項目②		
						2			○(11月) 点検項目②		
		第二中間開 閉所	2基	2基※2	1984	1			○(8月) 点検項目②		
						2			○(9月) 点検項目②		
		ガラス固化 技術開発施 設管理棟	1基	1基※2	1990	1			○(2月) 点検項目②		
		ユーティリ ティ施設	2基	4基※2	2001	1	1			○(1月) 点検項目②	
2								○(12月) 点検項目②			
大洗研究所	試験研究炉	高速実験炉 「常陽」	2基	4基※2	1974	1	A	◎(6月) 点検項目②			
							B				
							2	A		◎(6月) 点検項目②	
								B			
試験研究炉 (廃止措置準備 中) ※4	材料試験炉 (JMTR)	2基	2基※2	1993		1			◎(2月) 点検項目② ※4		
						2			◎(3月) 点検項目② ※4		

※1 もんじゅ非常用 D/G (C 号機) は、廃止措置のため対象外。 【凡例：○：現地点検 ◎：工場点検】
 ※2 運転上の制限を考慮して動作可能であることが求められる非常用 D/G の過給機
 ※3 ③の課題として、検査内容及び他事業者を含めたスケジュール調整が必要
 ※4 ~~JMTR 非常用 D/G (1, 2 号機) については、性能維持施設から除外した廃止措置計画が認可 (R3. 3. 17) されているが、当該設備を使用施設から除外するた
 めの核燃料物質使用変更許可申請書の許可 (R2. 8. 7 申請) が得られていない。このため、2023 年 2 月までに許可が得られていない場合は、本点検を実施
 する。~~
 JMTR 非常用 D/G (1, 2 号機) は、廃止措置のため対象外。(廃止措置計画の認可 (R3. 3. 17)、核燃料物質使用変更の許可 (R3. 5. 26))